

令和 7 年第 6 回定例会

酒田市教育委員会会議録

(令和 7 年 8 月 19 日開議)

酒田市教育委員会企画管理課

第6回 酒田市教育委員会定例会 会議録

1 日 時 令和7年8月19日（木） 午後1時30分 開会
午後2時46分 閉会

2 場 所 酒田市役所7階 703会議室

3 出席者

出席	欠席	教 育 長	赤坂 宜紀
出席	欠席	委 員	神田 直弥
出席	欠席	委 員	阿部 浩
出席	欠席	委 員	鶴田 淑子
出席	欠席	委 員	工藤 亜紀子

4 説明者

出席	欠席	教 育 次 長	堀賀 泉
出席	欠席	企画管理課長	斎藤 正人
出席	欠席	学区改編・義務教育学校 整備主幹	庄司 英一
出席	欠席	学校教育課長	今井 綾子
出席	欠席	指導主幹	佐藤 好博
出席	欠席	社会教育課長	前田 聰子
出席	欠席	スポーツ振興課長	樋渡 隆

5 議事日程

- 日程第1 会期決定
- 日程第2 会議録署名委員の指名
- 日程第3 前回会議録の承認
- 日程第4 議事
- 日程第5 その他

◎ 開議

(赤坂教育長) ただいまより、令和7年第6回酒田市教育委員会定例会を開会いたします。本日は、全員出席でありますので直ちに会議を開きます。

◎ 会期

(赤坂教育長) 日程第1 会期の決定を議題といたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎ 会議録署名委員の指名

(赤坂教育長) 次に、日程第2 会議録署名委員の指名を議題といたします。本日の署名委員に神田委員と鶴田委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって、会議録署名委員は神田委員と鶴田委員に決定いたしました。

◎ 前回会議録の承認

(赤坂教育長) 次に日程第3 前回会議録の承認を議題といたします。前回定例会の会議録の写しを事前にお示ししておりますので、そちらでご了承くださるようお願ひいたします。

◎議事 報第 1号 教育長が臨時に代理した事項の報告について (令和 7 年度酒田市一般会計補正予算 (第 4 号))
議第 25 号 令和 6 年度酒田市一般会計歳入歳出決算の認定について
議第 26 号 令和 7 年度酒田市一般会計補正予算 (第 5 号) について
議第 27 号 酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について
議第 28 号 教職員の内申について
議第 29 号 酒田市社会教育委員の委嘱について
議第 30 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
議第 31 号 令和 8 年度使用酒田市立小中学校の教科用図書採択について
議第 32 号 請負契約の変更について (八幡体育館改築工事 (建築工事))

(赤坂教育長) 次に日程第 4 議事に入ります。

ここで発議いたします。議第 25 号から議第 27 号及び議第 32 号は市議会への説明前であり、議第 28 号及び議第 29 号は人事案件、報告事項 1 は一般公開前の内容となりますので、酒田市教育委員会会議規則 第 14 条に基づき、非公開としたいと思います。議第 25 号から議第 29 号及び議第 32 号及び報告事項 1 を非公開とすることに「賛成」の委員は、举手をお願いいたします。

(赤坂教育長) 全員の举手がありましたので、議第 25 号から議第 29 号及び議第 32 号及び報告事項 1 は、非公開といたします。また、ただいま非公開としました議案については、最後に審議等を行います。

(赤坂教育長) それでは、報第 1 号 教育長が臨時に代理した事項の報告について (令和 7 年度酒田市一般会計補正予算 (第 4 号)) を議題といたします。これについて報告願います。

(企画管理課長) 報第 1 号 教育長が臨時に代理した事項の報告について ご説明いたします。

令和 7 年度酒田市一般会計補正予算 (第 4 号) について、酒田市教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、教育委員会を招集する時間的余裕がなく、教育長が臨時に代理をしたので、同条第 2 項の規定により、教育委員会へ報告し、承認を求めるものです。

専第 1 号をご覧ください。

酒田市一般会計補正予算 (第 4 号) につきましては、酒田市長より意見を求められ、これに同意いたしました。

続いて、教育委員会資料 2 (報第 1 号関係) をご覧ください。

このたびの一般会計補正予算 (第 4 号) の市全体の補正総額は 2,066 万 9 千円の増

額、補正後の予算規模は、64,904,243千円でございます。そのうち、教育費の歳出としては6,221千円の増額、補正後の予算規模は、6,012,906千円となります。

教育委員会関係の補正項目としては、スポーツ振興課の体育施設整備事業について、武道館の雨漏り修繕経費を計上しております。

以上、教育長が臨時に代理した事項について、ご報告いたします。

(赤坂教育長) ただいまの報告に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

(赤坂教育長) ないようですので、お諮りいたします。

報第1号 教育長が臨時に代理した事項の報告について（令和7年度酒田市一般会計補正予算（第4号））を報告のとおり承認するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって報第1号は報告のとおり承認されました。次に議第30号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題といたします。これについて、提案願います。

(企画管理課長) 議第30号 教育に関する事務の管理及び執行状況に係る点検評価について、ご説明いたします。

報告書の1ページ目をご覧下さい。

点検評価につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定により、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進を図り、市民への説明責任を果たしていく、という趣旨のもとに、平成19年の法改正により新設された規定で、教育委員会では平成21年2月に最初の点検評価の議決を行っており、翌21年度からは9月の市議会までに報告書を作成し、議会への報告と市民への公表を行う現在の形に至っております。

この報告書は、第2期酒田市教育振興基本計画の基本方針に基づく主要施策と令和6年度に教育委員会が取り組んだ事務事業の2つのレベルで検証を行い、施策と事務事業の関係性をチェックし、継続的な改善につなげていくことを目的として作成しています。

外部の評価者は、酒田西高等学校教諭の兼子由香氏と、東北公益文科大学准教授の白旗希実子氏にお願いしております。

3ページから6ページは外部評価者の総括的な意見を記載しております。

これまでの定例会の勉強会、協議会で教育委員のみなさまと議論を深めさせていただいた施策評価表は9ページから52ページに掲載しておりますが、主要施策ごとに外

部評価者の意見も記載する様式にしております。53ページ、54ページは、令和6年度の教育委員会の活動状況の記録でございます。

それでは、外部評価者から頂戴した意見の概要をご説明します。

最初に、兼子氏でございます。

兼子氏は、元鶴岡中央高等学校長で、現在は酒田西高等学校で家庭科を教えておられます。長年教育現場に携わってこられた経験をお持ちで、今回初めて外部評価をお願いしました。

兼子氏は、全体を通して、令和6年度の多岐にわたる施策は、児童・生徒の健全な育成と教育環境の充実に努められている。特に、コロナ禍以降、児童・生徒の多感な時期にできなかつた体験的な学びを取り戻すべく、令和5年、6年での取り組みは、児童・生徒の「自己肯定感」や「社会性の向上」などにも数値として表れている。過去のKPI指標に基づき、施策を実践してきた成果が見られる。一方、今後の課題として、KPI指標が未達成である地域連携、学校施設の適正化については引き続き取り組むべき課題であると意見を頂戴しました。

また、兼子氏からは、外部評価の実施時期についてご指摘をいただきました。これについて、施策評価表には、施策毎に、P（令和6年度計画）-D（令和6年度実施内容）-C（現状評価・KPI値）-A（令和7年度計画）が示されているが、外部評価を行う段階で、令和7年度の事業は既に実施、進行中であり、外部評価者としては、各部署の計画を一つ一つ評価するだけでなく、全体的に俯瞰して酒田市の教育の方向性について捉える役割がある。したがって、PDCAサイクルの「C-A」段階での外部評価者の関与を検討すべきであると提言をいただきました。

続いて、白旗氏の意見の概要を説明いたします。

白旗氏は、東北公益文科大学では政策コースの准教授として、教育社会学を専門にしております。

白旗氏からは、全体を通して、各施策とも計画・実施・現状評価・改善のサイクルのなかで、展開していくこうと尽力されている姿がみられるが、すべての子どもたちの安全・安心な生活のため、各事業の検討・実施を引き続きお願いしたいと意見をいただきました。

また、点検評価方法については、各施策においてKPIが設けられており、量的な側面から事業の実施状況について、把握することができるが、教育は量的なもので表せるものに限らないことから、個々の施策の質的な側面も検討していくことが求められると総括していただきました。

説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(赤坂教育長) ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

(阿部委員) 施策評価表の中身に関しましては特段問題ないかなと思いました。外部評価者の先生方がおっしゃられているように、以前から私たちも伝えていたことですけれど

ども、次年度のことが走り出している中で、昨年度の評価をするというのは難しく、次年度に反映することも難しいのかなと思っております。やり方としては、方法があるのかないのかは存じ上げませんけれども、前期後期に分けるとか、今後動き出している中で変えるというのは難しいのかもしれません、外部評価者の先生方がおっしゃられているように、何か考えて工夫していかなければいけないのかなと思いました。

(企画管理課長) 今回、外部評価者からもご意見をいただいて、阿部委員からもご意見をいただきましたけれども、それ以前に神田委員からも昨年度まさにこのことをご指摘いただいておりました。市役所の会計年度の決算が閉まるのが5月で、新年度走り出してから前の年の決算が閉まるというサイクルがございまして、なかなか数値を確定するというところが事務的に難しいところではあります、いただいたご意見を出来るだけ反映していきたいという思いが強いので、走りながらではありますけれども、現年度の事業に活かしていくという気持ちを持って反映させていきたいと思っております。また、他市でどのようにやっているのかというところも引き続き研究していきたいと思っております。

(スポーツ振興課長) 補足ですが、教育委員会には企画管理課、学校教育課、スポーツ振興課、社会教育課の4つの課がございます。この中で学校に直接絡む企画管理課、学校教育課の方では委員のみなさんからの意見というのは大変必要なのかなと思います。ただ、スポーツ振興課とか社会教育課というのは、事業をやるにあたって前年度の事業について外郭団体のみなさん、市民のみなさんからの意見を頂戴して、その年の第1回の実行委員会、終わってからの実行委員会にて更に意見を頂戴します。

いろいろな意見を頂戴した上で予算編成、予算要求を行い、前の年よりもより良いものにしようということで、当然担当課としては内部でいろいろ精査はするのですが、外部から市全体でスポーツに関わっているみなさまからの意見を頂戴しながら、次年に反映しているというような作業をしているということで、その点ご承知いただければありがたいかなと思います。

(赤坂教育長) 他にございませんか。

(赤坂教育長) ないようですので、お諮りいたします。

議第30号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって議第30号は提案のとおり決しました。次に議第31号 令和8年度使用酒田市立小中学校の教科用図書採択について を議

題といたします。これについて提案願います。

(学校教育課長) 議第31号 令和8年度使用酒田市立小中学校の教科用図書採択について ご説明いたします。

これは令和8年度に使用する酒田市立小中学校の教科用図書を決定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。令和8年度使用酒田市立小中学校の教科用図書採択について、令和8年度使用酒田市立小中学校の教科用図書を別紙のとおり採択する。令和7年8月19日提出。ここに別紙のとおりとございますけれども、来年度使用予定の教科書は資料PDFでいうと152ページから158ページの方にございます。小学校は令和6年度から令和9年度まで、中学校は令和7年度から令和10年度まで使用する予定となっております。また、PDFの159ページから181ページまでのものは、特別支援学校あるいは特別支援学級で必要に応じて使用しているものとなっております。現在使用している教科用図書について、なんら不具合等の報告はきていないというような状況でございます。以上、よろしくご審議くださいますようお願ひいたします。

(赤坂教育長) ただ今の提案に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

(赤坂教育長) ないようですので、お諮りいたします。

議第31号 令和8年度使用酒田市立小中学校の教科用図書採択について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって議第31号は提案のとおり決しました。

◎ その他の報告

(赤坂教育長) 次に日程第5 その他に入ります。報告事項2について担当から説明願います。

(スポーツ振興課長) 報告事項2 光ヶ丘野球場の天然芝の無料配布について ご説明申し上げます。

今年度、人工芝化を予定しております光ヶ丘野球場ですが、先の8月臨時会におきまして、光ヶ丘野球場及び屋内練習場人工芝改修工事、この工事の請負契約締結について可決されましたので、現在改修工事を進めているところでございます。この度、人工芝改修工事に伴い、撤去予定の天然芝につきまして、市民の皆さんをはじめ、必要とする方

へ無料配布するものでございます。内容については、

1 実施日時 令和7年9月14日（日）午前10時から午後4時まで

2場所 光ヶ丘野球場フィールド内

フィールド内には運搬用の軽トラック、自家用車等でそのまま入っていただく予定でございます。

3配布内容 野芝

平成10年改修からそのままの野芝でございます。その中でも、比較的植え替え出来そうな外野の方の芝を剥ぎ取る予定でございまして、配布する芝の面積は、全体の約1/4、およそ2000m²、数量は5000束で、フィールド内に1束100cm×30cm程にカットしたものを50束ずつ山積みにして置いておきます。そこから必要な分だけお持ちいただく予定でございます。目安としましては、軽トラック1台50束ほど積めると考えております。

4周知方法 来月9月1日発行の広報と市のホームページ

5 申し込み方法 QR コードからの申し込みで9月10日まで

6 その他 申し込み人数が多数の場合は数量を調整させていただく予定です。また、販売や営利目的等の申し込みはお断りする予定です。申し込みフォーマットに入力する際に、「他者への転売、販売や営利目的ではない」などとすることを同意してもらう欄にチェックを入れないと進めないような形式になっております。

以上、ご報告申し上げます。

(赤坂教育長) ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(阿部委員) すごく良い取組みだなと思います。9月14日だとまだ暑いと思いますので、事故等のないように気を付けていただければよろしいかと思います。1点質問ですが、光ヶ丘野球場の芝を別の野球場の補修に使うということはあったりするのでしょうか。

(スポーツ振興課長) 想定してはございません。天然芝自体があまり良くないということと、秋口の暑くないときの方がいいのですが、どうしても改修工事を今年度中に終わらせないといけないということでこのようなスケジュールになっているものですから、この天然芝は他の野球場には使わないということにしております。

(赤坂教育長) 他にございませんでしょうか。

(赤坂教育長) ないようですので、これより非公開の議案審議に入ります。

— ここから非公開 —

(赤坂教育長) それでは、議第25号 令和6年度酒田市一般会計歳入歳出決算の認定に

について を議題といたします。これについて提案願います。

(教育次長) 議第 25 号 令和 6 年度酒田市一般会計歳入歳出決算の認定について 酒田市長より意見を求められているので、これに同意するものです。

教育委員会資料、令和 6 年度 酒田市一般会計歳出決算事項別明細書「教育委員会分抜粋」をご覧ください。PDF で 3 ページ、下段についておりますページ数で 118 ページをご覧下さい。

10 款教育費の当初予算額 54 億 4580 万 2 千円に、年度途中の補正予算額 9,039 万 2 千円を減額いたしまして、執行額であるところの支出済額、前年度からの繰越額の計上、次年度への繰越額または繰越明許などによる差し引きにより、2 億 8,540 万 6,533 円が不用額となっております。

令和 7 年度への継続費繰越額 3,787 万 6 千円と、繰越明許費 4 億 10 万 9 千円を控除しますと、令和 6 年度の予算現額すなわち最終的な予算額は 51 億 6,950 万 9 千円となります。

これで支出済額 48 億 8,410 万 2,467 円を除しますと、執行率は教育費全体で 94.5% となります。

なお、令和 5 年度からの主な繰越事業費は、小学校・施設整備事業費 4,413 万 2 千円、小学校・学校空調設備整備事業費 1 億 1,971 万 3 千円、中学校・学校空調設備整備事業費 3,152 万 6 千円 でございます。

普通会計の歳出決算(目的別)では、令和 6 年度は、八幡体育館改築事業の増や市民会館施設整備事業の増等があったものの、国体記念体育館の改修工事完了に伴う事業費の皆減、山居倉庫の公有化完了による事業費の皆減等により、教育費の決算規模は令和 5 年度普通会計決算額に比べて 19.3% の減少となっています。

なお、主要な施策の成果報告書の教育委員会抜粋分を PDF で 16 ページ以降、資料としてお付けしておりますので合わせてご覧いただきたいと思います。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願ひいたします。

(赤坂教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(阿部委員) PDF で 39 ページです。①地域の行事に参加している児童生徒の割合(小 6) と②地域の行事に参加している児童生徒の割合(中 3) の令和 6 年度の実績のところですが、全国調査の項目変更により把握できずと記載ありますけれども、令和 7 年度以降どのように調べていくのか質問です。

(学校教育課長) こちらについては、全国学力学習状況調査のところから数字を拾っているものでございますので、来年度以降も数字をそこから拾っていくものと考えております。

(赤坂教育長) 他にございませんでしょうか。

(神田委員) 総合計画のフォーマットに落とし込まれて整理されているのかなと思いますが、こここの外部評価というのは先程承認をした外部評価を転記したということでしょうか。

(企画管理課長) はい。

(神田委員) 分かりました。

(赤坂教育長) 他にございませんでしょうか。

(阿部委員) それぞれ新規であったり、拡充と書いてある事業がありますが、何も書いてないということは継続事業という認識でよろしいでしょうか。

(企画管理課長) その通りです。

(赤坂教育長) 他にございませんでしょうか。

(神田委員) PDF の 47 ページ、施策に対して外部評価の項目で成果を検証しつつ現在の取組みを継続するとか、より効果的、効率的な実施に向けて事業の見直しが必要とかこういう項目があるところと、ないところがあるのでけれども、これはどういう整理ですか。

(企画管理課長) ただいまの点ですけれども、この成果報告書全体、市長部局と教育委員会を合わせたものになっておりますが、市長部局の方でチェックを入れながら外部評価としての評価をしてきたというものでございます。市長部局での評価ということでございます。

(神田委員) 教育委員会の事業に対しては評価を行わないということでしょうか。

(企画管理課長) そうです。

(赤坂教育長) 他にございませんでしょうか。

(赤坂教育長) ないようですので、お諮りいたします。議第 25 号 令和 6 年度酒田市一般会計歳入歳出決算の認定について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって議第25号は提案のとおり決しました。次に、議第26号 令和7年度酒田市一般会計補正予算（第5号）について を議題といたします。これについて、提案願います。

(教育次長) 議第26号 令和7年度酒田市一般会計補正予算（第5号）について 酒田市長より意見を求められているので、これに同意するものです。

次に「教育委員会資料1（議第26号関係） 令和7年度酒田市一般会計補正予算（第5号）」をご覧ください。

この度の補正は、10款教育費1項教育総務費を2,572万1千円、10款教育費4項生涯学習費を52万7千円増額し、10款合計で2,624万8千円を増額、補正後の教育費予算現計を60億3,915万4千円とするものでございます。

この予算補正により、一般会計現計予算全体664億447万5千円に占める教育費の割合は約9.09%となる予定でございます。

次に「教育委員会資料2（議第26号関係） 令和7年度酒田市一般会計補正予算（第5号）の概要（教育委員会関連分）」をご覧ください。

歳出補正の企画管理課「第四中学校区義務教育学校整備事業」は、義務教育学校整備に向けた用地測量等及び十坂小学校の改修設計に係る経費を新規に計上、増額補正するものです。

社会教育課「生涯学習施設管理運営事業」は、今年度上期に急を要する修繕があり対応したため、昨年度等の下半期等における修繕実績等を勘案して不足が見込まれたため増額補正するものです。

歳入補正では、教育総務債については、企画管理課「第四中学校区義務教育学校整備事業」に伴い増額補正するものです。

「第四中学校区義務教育学校整備事業費」については、測量及び用地調査等、現・十坂小学校改修設計費について、事業完了を令和8年度と見込んでいるため、継続費を設定するものです。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願ひいたします。

(赤坂教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(赤坂教育長) ないようですので、お諮りいたします。議第26号 令和7年度酒田市一般会計補正予算（第5号）について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって議第26号は提案のとおり決しました。

次に、議第27号 酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について を議題といたします。これについて提案願います。

(スポーツ振興課長) 議第27号 酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について 酒田市長より意見を求められているので、同意するものです。

公共施設について、5年ごとに「施設使用料の見直し方針」の算定式に基づき、使用料の見直しをかけております。昨年の9月13日の教育委員会において説明させていただいておりますが、令和7年4月1日からすべての公共施設の使用料を改定しております。この度の条例改正についても、八幡体育館の改築に伴い、同様の算定式に基づき、使用料金の見直しを行うものです。

補足資料をお配りしておりますので、2枚目をご覧ください。

新旧対照表ということで、面積とアリーナで競技できる競技内容と冷暖房などの有無を記載しております。下の図面の方をご覧ください。左側に多目的室が3つあり、右側にアリーナがあり、多目的室とアリーナ間にフリーエリアがございます。

フリーエリアを含むアリーナについては使用料を改定し、新たに整備する付属施設については、使用料を新たに設定するものであり、令和8年4月1日から施行するものです。フリーエリアを含むアリーナについては、旧八幡体育館に比べ、面積が1.3倍となります。先ほどの「施設使用料の見直し方針」に基づいて積算した結果、全部又は一部を単独で使用する場合における使用料は据え置きとなりました。

続いて、付属施設及び設備使用料については、多目的室として新たに3つの部屋を整備しておりますので、新たに使用料を設定しております。冷暖房料込みで1時間あたり80円となります。また、付属設備使用料として、アリーナに新たに冷暖房設備を整備いたしましたので、使用料として新たに6,840円に設定いたしました。

また、個人使用の場合の使用料ですが、他の体育施設と同様に一律の料金設定をしておりますので、変更はございません。なお、急に来館した方が個人で使いたいといった場合は、空いていれば使っていただいても問題ないのですが、基本は予約システムが優先されます。時間帯については、一日3分割し4時間ずつの設定になっております。

なおプロスポーツ・アマスポーツなど、入場料を徴収するイベント開催については、他の体育施設同様2倍・5倍などの料金を設定させていただいております。

今回、令和7年から新たに公共施設の料金設定になりますけれども、次回の料金設定の見直しは12年になります。八幡体育館については、令和8年4月1日から開始ということで、令和8年度のコストをもとに再度9年度に積算し直しをして、料金が改定になるといった場合には令和10年度にまた料金改定をさせていただく予定です。次の年の11年には公共施設と同様、全体の見直しがございますのでそれをもって令和12年度から改定、この5年間で2度ほどの改定となります。公共施設全体のものと今回改築される体育館と合わせて2回ということになりますのでよろしくお願ひいたします。

以上、よろしくご審議下さるようお願い申し上げます。

(赤坂教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(赤坂教育長) ないようですので、お諮りいたします。議第27号 酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって議第27号は提案のとおり決しました。

(議第28号から議第29号は人事委嘱案件のため非公開)

(赤坂教育長) 次に議第32号 請負契約の変更について(八幡体育館改築工事(建築工事))を議題といたします。これについて提案願います。

(スポーツ振興課長) 議第32号 請負契約の変更について ご説明いたします。

八幡体育館改築工事(建築工事)の請負契約の変更について、酒田市長より意見を求められているのでこれに同意するものです。

1. 工事名 八幡体育館改築工事(建築工事)
2. 工事場所 酒田市観音寺字町後15番地
3. 仮契約の方法 変更契約
4. 仮契約年月日 令和7年8月8日
5. 仮契約金額 変更前641,300,000円(税込み)
変更後644,699,000円(税込み)
税込み3,399,000円の増額となります。

この度の変更契約の内容につきましては、2つございます。1つ目は、旧八幡体育館の冷暖房用燃料タンクが、地中埋設物として発見され、新八幡体育館の支障となるため、撤去処分するものでございます。2つ目が、土工事の際の掘削した土に混入していた20cm越えの玉石について、埋め戻し土には適さないため、場外搬出処分とするものでございます。

6. 仮契約の相手方 林・菅原特定建設工事共同企業体
代表者 酒田市幸町1丁目6番6号
林建設工業株式会社
代表取締役社長 林 浩一郎
 7. 工期 令和7年3月5日から令和8年3月25日
- なお、この度の請負契約の変更については、仮契約書と図面等を別添のとおり添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。
- 以上、ご審議くださいますようお願ひいたします。

(赤坂教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(赤坂教育長) ないようですので、お諮りいたします。

議第32号 請負契約の変更について（八幡体育館改築工事（建築工事））を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第32号は提案のとおり決しました。次に、報告事項に入ります。報告事項1について担当から説明願います。

(学区改編・義務教育学校整備主幹) 報告事項1 第四中学校区義務教育学校の整備について ご説明いたします。

新聞報道でもありましたように、8月20日に臨時記者会見で発表する前となりますので、非公開での報告となります。第四中学校区における義務教育学校の整備について、酒田市立十坂小学校及び隣接地を整備場所として決定し、合わせて学校規模の適正化を行い、教育環境の改善を図るため、学校統合の方針を決定しましたので報告いたします。

1. 小学校統合について

既存の十坂小学校の改修工事を行いまして、複式学級が編成されている酒田市立新堀小学校、広野小学校、浜中小学校、黒森小学校と十坂小学校を統合し、令和10年度に開校を予定しております。改修工事の内容としましては、エアコンやWi-Fiの増設、屋根や外壁の改修工事などを行います。また、今年度中には統合の準備委員会を立ち上げまして、統合に向けた準備を進めてまいります。

2. 義務教育学校について

酒田市立宮野浦小学校と令和10年度に統合しました小学校、そして酒田市立第四中学校を統合し、義務教育学校を令和15年度に開校を予定しております。

3. 整備のエリアについて

十坂小学校を含めた赤枠内約65,000m²となりまして、今後の基本構想により実際に整備するエリアを確定していくことになります。既存の十坂小学校も活用しまして、新校舎を増設する考えでございます。また、エリア内には十坂学区コミュニティセンターと十坂学童保育所も含まれておりますけれども、その整備についても同様にこの基本構想の中で検討していきたいと考えております。

次のページをご覧ください。

4. 統合スケジュールについて

今申し上げた小学校と義務教育学校の開校までの大まかなスケジュールになります。先程の補足になりますが、義務教育学校開校後の令和15年度には既存の十坂小学校の教育棟や、空き教室などが発生しますので、そこを改修しまして地域交流室や学童保育所の整備を行い、令和16年度より利用が可能となります。

5. 開校時の児童・生徒数と学級数について

令和10年度に統合校の人数は298人、1学年2クラスの12クラスの編成が可能となりまして、これにより複式学級の解消と学校規模の適正化を図ります。令和15年度の義務教育学校開校時には、1年生から9年生まで612人、23クラスの編成が可能となります。

以上、第四中学校区義務教育学校の整備についての説明となります。

(赤坂教育長) ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(赤坂教育長) ないようですので、報告事項は以上となります。

(赤坂教育長) 本日の案件は以上となりますが、事務局から何かございますか。

(赤坂教育長) 委員の皆さまから何かございますか。

(赤坂教育長) ないようですので、以上を持ちまして本日の日程は全て終了しましたので、閉会いたします。